

長寿化や核家族化などにより単身で暮らす高齢者が増える中、身寄りがないかたたり、あっても分からないことによって生じる問題がクローズアップされています。緊急時の連絡や死後事務、判断力が低下したときの財産・金銭管理、生活サポートなどさまざまな場面で困りごとが認識されるようになり、国や自治体も本腰を入れて支援に乗り出しています。この問題は賃貸居住や空き家となった住居の扱いなど居住支援の取り組みともかかわりがあることから、最新動向に目を向けてみました。

New Wave
住まいのカタチ
住関連の話題を紹介します!



終活支援が社会課題に 一人暮らし高齢者等の増大受けて

いち早く動いたのは横須賀市

今から10年ほど前、問題の本質にいち早く気づき、自治体として対応に動いたのは横須賀市でした。まず第一弾として、2015年にスタートしたのが「エンディングプラン・サポート事業」。2000年初頭から市の無縁納骨堂に納められる遺骨が急増し、本来は身元不明者のために使用されていた合祀墓が、大半は身元が分かっているのに引き取り手がない御骨ばかり納められるようになっていたことが判明しました。「それはご本

人が本当に望んでいた終わり方なのか」一。墓地埋葬法に基づいて死後焼却と納骨を担っていた職員らのやるせない思いから、生前に葬儀や埋葬のあり方について相談し、準備をしてもらえる窓口を立ち上げたのです。

「民間の終活支援サービスを圧迫しないよう、頼れる身寄りがなく、低所得で資産も少ない単身高齢者等に救いの手を差し伸べる事業を念頭に置きました」と話すのは、横須賀市終活支援センター（民政局地域福祉課）の特別福祉専門官・北見万幸さん。この事業に協力することを申し出た葬祭事業者を案内するとともに、リビングウィル（延命治療意思）の書面の保管や安否確認、いざというときの情報伝達体制も整備。死後、ご本人の希望通りの納骨が行われるまで見届ける仕組みが整えられました。

(2面に続く)

インデックス

1-4面：特集 終活支援が社会課題に

一人暮らし高齢者等の増大受けて

5面：掲示板／神奈川県居住支援協議会からのお知らせ

6-7面：TOPICS / 事務局だより

8面：憩いの水辺探訪

⑩ひらつかシーテラス



4	—	100	令和5年1月10日
横須賀市 わたしの終活登録証			(玄関周り等への貼付用)
住所	横須賀市 小川町11番地		
氏名	横須賀 太郎	生年月日	昭和10年10月10日
救急隊・消防署・医療機関・警察署・福祉事務所、およびご本人が指定した方は、ご本人が自力で意思表示できなくなった場合など緊急の場合には、次の問合せ先までお電話をいただければ、下記の項目のうち、ご本人が登録し、市に回答を依頼していた項目についてお答えします。			
【問合せ先：横須賀市 福祉こども部 地域福祉課 終活支援センター 電話 046-822-8570】			
【本人が選択できる登録項目】 本籍・筆頭者、緊急連絡先、支援事務所、かかりつけ医師やアレルギー等、リビングウィルやエンディングノートの保管場所、臓器提供意思、葬儀・献体の生前契約先、遺言書の保管場所、墓の所在地、その他自由登録項目			

横須賀市「わたしの終活登録証」			
発行更新	R5.1.10	番号	4 — 100
万一の場合、救急隊・警察・医療機関・福祉事務所・指定者からの問合せ、上面と次の項目のうち登録した項目が回答されます。			
【項目】住所・本籍・緊急連絡先・支援事務所・リビングウィルや終活ノート等保管場所・葬儀等契約先・墓の場所・その他			
氏名	横須賀 太郎	血液型	A
		生年月日	S10.10.10
問合せ：横須賀市福祉こども部地域福祉課終活支援担当 電話：046-822-8570			

緊急連絡先	上町 花子	046-8XX-XXXX
主治医	△△診療所	電話 046-8XX-XXXX

横須賀市「わたしの終活登録」で発行される2種類の登録証の見本。縮尺はほぼ1/2で、(左)が家の中への掲示用。(上)が携帯用(㊦が表、㊧が裏)＝監修：横須賀市終活支援センター

(1面から続く)

終活関連情報を役所に登録

また引き取り手がない御骨の問題を調べるうちに、身寄りがないわけではなく、ちゃんと親族がいるのに迅速な連絡が取れず、意に反して合祀されてしまうショックな事態があちこちで起こっていることも分かってきたといいます。その大きな要因として北見さんが指摘するのは、携帯電話(スマートフォン)の普及。「本人でなければ画面ロックを解除できませんし、固定電話が使われなくなり電話番号案内サービスなどを辿って親族や友人を見つけることも難しくなっていました」。

さらに単身で暮らす高齢者が増えるにつれ、墓所や遺言を準備していたにもかかわらず、死亡時にどこにあるかが分からなくて、本人がそうしてほしかったという意思を尊重することができなかったケースも顕著になってきました。

そこで発案されたのが「わたしの終活登録」事業です。緊急連絡先やかかりつけ医、リビングウィル・エンディングノート・遺言書の保管、葬儀や遺品整理の生前契約、お墓の所在地等の終活関連情報を生前に市に登録してもらい、万一の際、病院・消防・警察・福祉事務所や、本人が指定した人に開示するシンプルな制度設計。エンディングプラン・サポート事業同様、登

録者には携帯用と自宅掲示用の2種類のカードを発行して、迅速に問い合わせができるように工夫されています。

「誰も、ひとりにさせない」をキャッチフレーズに2018年から登録を開始し、年齢制限などは設けず全市民を対象としているのが大きな特徴。北見さんによれば、「例えば知的障害の子供を持つ親御さんが、自分が亡くなった後のことを見据えて、残された子のための情報も登録しておきたいといったニーズがあるだろうと考えたのです」。現在は本人なら、書面、電子登録に加え、電話で伝えた内容を職員が記録する方式も採用しているほか、本人が意思を伝えられなくなった場合、後見人や親族、友人が来所しての代理登録も認めています。

意思表示ができるうちに準備を

このような横須賀市の2つの取り組みは大きな反響を呼び、全国各地の自治体で同類の事業が立ち上げられるようになりました。そして2025年11月末、横浜市においても「ヨコハマあんしん登録」事業が始まりました。対象は65歳以上の市民ですが、人口数日本一の自治体で急病や死亡時の迅速な情報伝達の仕組みが実現したことは、大変意義があるといえます。

登録できるのは①かかりつけ医療機関(2カ所まで)②エンディングノート・もしも手帳の保管場所③本籍地・筆頭者④緊

終活支援が社会課題に 一人暮らし高齢者等の増大受けて



65歳以上の市民の皆様へ！
いつ起こるか分からない「もしもの時」に備えませんか？
ヨコハマあんしん登録

ヨコハマあんしん登録とは…
人生のエンディング期に起こりうる喪失や事故などに
ご自身で準備をしておくことが出来なくなった場合に備えて、
かかりつけ医や緊急連絡先等を事前に登録しておくサービスです。
登録いただいた内容は、警察や消防、医療機関などからの
連絡を受けて、伝達します。

登録の流れ

1. 登録受付
2. 登録完了

登録方法
① 市民サービスセンター
② 各区社会福祉協議会
③ 各区社会福祉協議会
④ 各区社会福祉協議会

お問い合わせ
045-201-2045
045-201-1700

令和7年11月28日開設
**あんしん終活
相談センター**

「終活」を通じてこれからの生活を
安心して暮らして頂くこと、
皆様の一歩一歩が大切です。
将来に向けてご自身の希望や思いを
形にする準備をしませんか？

こんなお悩みがある方はぜひご相談ください

専業主婦で準備が足りないが、 専業主婦で準備が足りないが、 専業主婦で準備が足りないが、	お金の管理などが自分で 出来なくなったとどうしたらいいか、
こころの悩みに備え、 今からできることはいらないか、	身近に頼れる人がいないが、 自分の希望や思いを伝えたい、

お問い合わせ
045-201-2045
045-201-1700

「ヨコハマあんしん登録」の開始、および「安心終活相談センター」
の開設を告知するチラシ

急連絡先（3名まで）⑤葬儀・遺品整理等の生前契約先（2カ所まで）⑥納骨先⑦遺言書の保管場所一の7項目で、登録を希望する1項目から登録できます。横浜市電子申請・届出システムもしくは書面の郵送（用紙は各区役所で配布）で受け付け、スマートフォン・パソコンの操作に不慣れな人のために各区社会福祉協議会で登録のサポートを行っています（後述の、あんしん終活相談センターで要予約）。

「家族に自分が亡くなることを前提として、面と向かっては言いづらい内容もあると思います。また、ヨコハマあんしん登録を活用していただき、死後に意思が伝わるようにしておくことで心配が安心に変わり、これからの人生を楽しく前向きに過ごしていただけるようになれば」と、積極的な登録を呼びかけるのは横浜市健康福祉局福祉保健課の担当係長の山脇知恵さん。同じく福祉保健課課長の近藤崇さんは、「意思表示ができるうちに準備をしておくことの大切さを実感していただきたい」と話しています。

さらに横浜市では登録事業と併せて、終活にかかわるさまざまな不安や悩みを相談できる「あんしん終活相談センター」が横浜市社会福祉協議会に開設されました。所在地は桜木町駅前の横浜市健康福祉総合センター9階で、開所時間は月～金曜日の9：00～17：00（土・日曜、祝日、年末年始を除く）。問い合わせは☎045-201-2045へ。

身寄りのない人の支援へ新制度も

次に、国の施策に目を向けてみると、厚生労働省に設置された「地域共生社会の在り方検討会議」が2025年5月に中間とりまとめを発表。身寄りのない高齢者等への対応については、これまで判断能力が不十分な認知症の人や障害者に限って提供されてきた日常生活自立支援事業の対象を拡充するとともに、支援内容も発展させて円滑な入院・入所の手続きや死後事務支援なども提供できる新たな事業を創設し、社会福祉法を改正して第二種社会福祉事業として位置づける方向性が示されました。12月にまとめた社会保障審議会福祉部会の報告書ではさらに、資力が十分でない人をサポートする観点から、利用者の一定割合以上が無料または低額の料金で利用できる事業とすべきことも付け加えられ、今国会における改正法案提出が見込まれています。法改正が実現すれば、公的な制度として全国でもれなく展開されることとなります。

このような方針が定まった背景としては、①頼れる身寄りがない人は緊急連絡先や身元保証人を立てることができず、病院・福祉施設の入院・入所などで不利な扱いを受けるケースが顕在化したこと②その受け皿として身元保証などを有償で請け負う民間事業者が乱立し、費用やサービスの質のばらつき、事業者の経営破綻、消費者トラブルなどの課題が生じていることなどが挙げられます。これらの適正化が図られるよう国としてガイドラインを示すとともに、資力が十分でない人もカバーできる公的な支援制度の整備が急務であるという認識に至ったわけ
(4面に続く)



終活支援が社会課題に
一人暮らし高齢者等の増大受けて

New Wave
住まいのカタチ

(3面から続く)

トラブル回避へ業界団体も始動

一方、身元保証や死後事務サービスを提供する民間サイドにも動きがありました。業界団体として「一般社団法人全国高齢者等終身サポート事業者協会（全終協）」「一般社団法人 高齢者等終身サポート事業者協議会」が2025年8月に相次いで発足。前者については11月の設立記念フォーラム（厚生労働省後援）を経て、本格的な取り組みを開始しました。

特筆されるのは、単なる会員組織ではなく、消費者が安心して利用できる事業者を選べるようにするため、国のガイドラインに加えて協会独自の基準を満たし、外部審査員による客観的な審査をパスした業者のみを「正会員」として公表するようにしたこと（<https://www.zenshukyo.org/senior-lifetime-support/>）。そこに至る前段の「準会員」、運営体制が未熟な事業者やこれから事業を始めた人たちを「研修会員」として迎え入れ、セミナー・勉強会などによりレベルアップを図っていくシステムになっています。

「公平性を保つ上で設立に携わった幹事会社7社も準会員からスタートし、おかげさまで全社が正会員として承認を得ることができました」と話すのは、理事長に就任した黒澤史津乃さん（株式会社 OAG ウェルビー R 代表取締役）。

終身サポート事業に対する法規制がない状況を踏まえての業界団体の設立は、健全な事業者の確保と資質向上に努めつつ、関連省庁や自治体等との緊密な連携により、いずれは公の監督が行われる法整備につなげることが大きな目標といいます。

また黒澤さんは、「質の高い終身サポート事業を提供していく上で、サービスにかかわるチームのまとめ役の存在が重要だと感じています。協会活動を通して幅広い知識を有する専門職の育成にも尽力したい」とも。そのようにして信頼の得られるシステムを構築しながら、大都市圏に住む裕福な高齢者だけでなく、地方や中間層の方でも手が届くサービスとして浸透させていきたいそうです。

賃貸住宅を貸す側の安心材料とは？

近年、一人暮らしや夫婦だけになった高齢者が、古くなったり管理が大変になった持ち家を手放し、賃貸住宅に転居したいといった要望も多くなっています。頼れる身寄りがない人は緊急連絡先の確保が問題となりますが、ある不動産事業者によると、いざというとき連絡をとっても誠実に対応してもらえず、



2025年11月26日に開催された一般社団法人全国高齢者等終身サポート事業者協会の設立記念フォーラムにて、幹事会社・来賓による記念撮影＝画像提供・全国高齢者等終身サポート事業者協会

残置物の処分などで困ってしまう。緊急連絡先が入居時の保証会社の審査にパスするためだけの必須要素と受け止められ、形骸化している面もあるといいます。

だとするならば、今回取材した終活登録や終身サポート事業は、部屋を貸す側の不安を取り除くツールにもなり得るのではないのでしょうか。今後の普及によって、どのような変化が起きてくるのか注目したいところです。

【問い合わせ先および関連のホームページ】

◆横須賀市終活支援センター ☎ 046-822-8570
<https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/2610/syuukatusien/>

◆横浜市健康福祉局福祉保健課 ☎ 045-671-3567

ヨコハマあんしん登録
(情報登録事業)のページ ⇒



◆横浜市社会福祉協議会・横浜生活あんしんセンター内
あんしん終活相談センター ☎ 045-201-2045

あんしん終活相談
センターのページ ⇒



◆一般社団法人 全国高齢者等終身サポート事業者協会（全終協）
☎ 03-6272-5117
<https://www.zenshukyo.org/>

掲示板

神奈川県居住支援協議会 からのお知らせ

事務局：かながわ住まい・まちづくり協会 ☎ 045 (664) 6896

コーディネーターの認定研修 **2025 年度は厚木で開催** **3 年間トータルで 186 人に認定証を授与**

居住支援のさまざまな現場に携わる人たちの啓発やレベルアップを目的とした神奈川県居住支援協議会による「居住支援コーディネーター」認定制度。3 年目となる 2025 年度は 10 月から 11 月にかけて、厚木市および同市の居住支援協議会と共催で、アミューあつぎ（厚木市中町）を会場に認定研修を行いました。

対象は、地域福祉を担うソーシャルワーカーや民生児童委員、不動産業従事者、居住支援法人・相談機関のスタッフ、地方公共団体職員など。3 日におよぶ座学では、異業種の人が「知らないことを知る、機会となるよう、さまざまな居住支援の現場で活動するエキスパートが体験談を交えつつ専門用語や慣習等について解説しました。また、居住支援を生活全般の課題と捉え、困りごとを受け止めて整理する力を習得し、課題（問題）の発見から専門部署（団体）へ寄り添いながら「つなぐ、ことができる人材を育成するため、最終日はグループワークを実施。架空の相談内容を掘り下げて隠れた情報をキャッチし、具体的な解決に結びつけるための



熱心な議論が繰り広げられた 4 日目のグループワーク = 2025 年 11 月 14 日

話し合いと発表の場が設けられました。

こうして 4 日間の研修を終えて、認定証を手にした居住支援コーディネーターは 41 人。県内のみならず、静岡県と千葉県の職員、静岡県伊豆の国市居住支援協議会の関係者の参加もあり、県外にも知られる取り組みとなってきたようです。また、3 年間のトータルで 186 人のコーディネーターが誕生し、活動していることも付け加えておきます。

かながわ住まいの情報紙 第 73 号を発行

[2025年11月7日付]

神奈川県居住支援協議会では、県内のセーフティネット住宅、かながわあんしん賃貸住宅、サービス付き高齢者向け住宅、および公的賃貸住宅の募集情報などを集約した「住まいの情報紙」を年 1 回発行しています。最新は第 73 号（A4 判 96 頁）で県機関、市町村の住宅関連窓口で無料配布しているほか、右の QR コードより閲覧できます。

在庫切れなどお近くで手に入れるのが難しいという方には、郵送にも応じています。ご希望の方は、事務局（かながわ住まいまちづくり協会 ☎ 045-664-6896）まで、ご一報ください。



Topics

災害後の円滑な復興目指して

県と関係団体が協定締結、建築士相談員の登録を推進

風水害や地震など大規模災害の発生後、早期の復興につなげられるよう、神奈川県は2024年（令和6年）5月末、建築士業や住まいづくりに関わる5団体と「災害時における住宅再建に係る相談業務に関する協定」を締結しました。これは、風水害や地震災害によって損壊が生じた家屋が的確かつ速やかに復旧工事等へつなげられるよう、専門家による支援体制をいっそう充実・強化するために結ばれたものです。

背景としては、2019年（令和元年）の2つの台風被害により県内においても多数の住宅が被災したのですが、床上・床下浸水を被った建物の復旧の判断に当たり、基礎・土台の乾燥、消毒やカビ対策といった特別な専門知識が求められました。現地調査にも多大な労力を要したことから、それまでの災害復興体制を強化する必要に迫られたのです。

いかなる災害にも臨機応変に対応できる仕組みを整えるため、2021年（令和3年）には「災害時住宅相談体制検討会」が発足。（一社）神奈川県建築士会、（一社）神奈川県建築士事務所協会、（公社）日本建築家協会（JIA）関東甲信越支部神奈川地域会、（公社）かながわ住まいまちづくり協会の四者に加え、（一社）全国木造建設事業協会（全木協）も参画し、県の担当部局である建築住宅部住宅計画課と相談体制のフローを検討しつつ、新たな協定の締結に向けて準備を進めてきました。

また、災害時の住宅相談は技術的なアドバイスとは別に被災者への労りや不安感の軽減といった配慮も必要となることから、関係団体に所属する建築士を対象に、そういった面をご理解いただいたうえで「被災住宅建築士相談員」として登録する取り組みも並行してスタート。2020年から募集説明会および登録を継続し、2025年度については一般財団法人石川県建築住宅センターの畝本秀一理事長を招いての講義や、5回のオンライン説明会を実施しました。

この1月末現在で、相談員の登録者数はおよそ150人になりましたが、まだまだ増員が必要であるため、引き続き募集説明会を開いて呼びかけていく考えです。登録者に対しては、浸水被害に遭った家屋の復旧のポイントなどについて学ぶスキル

石川県建築住宅センターの畝本理事長を招いて、能登半島地震と奥能登豪雨災害の際の経験もお話しいただいた「被災住宅建築士相談員」の募集説明会
＝2025年11月10日、横浜市中区の神奈川県建設会館2階講堂



◀相談員の増員を目指して2025年度はオンライン説明会も5回開催

アップ研修も行われ、被災者の住まいの確保に係る支援体制の向上が期待されています。

地震に強い住宅づくりを啓発

神奈川県耐震セミナーを5カ所で開催

まち協が県から受託し毎年実施している神奈川県耐震セミナーを昨年9月から今年1月にかけて次の5会場で開催しました。

- ①宮上会館（足柄下郡湯河原町）②アリオ橋本・橋本駅側口屋外広場（相模原市緑区）③大磯ロングビーチ・第1駐車場（中郡大磯町）④町立井ノ口小学校・体育館（足柄上郡中井町）⑤綾瀬市オーエンス文化会館（綾瀬市）

単身者の賃貸居住の不安感を減らす、安否確認＆不慮の事故対応（上限100万円まで補償）

広告

ご利用
ください！

あんすまコンパクト

《サービスの内容》

週2回の安否確認

週2回、電話（音声ガイダンス）に出て1回ボタンを押すだけの簡単操作で、家族等に安否確認メールが届きます。

室内における死亡時の補償

原状回復・遺品整理等を
上限50万円までお支払いします。

- 「神奈川あんしんすまい保証制度」の良いところをコンパクトにまとめました。
- より充実したサービスの提供も可能です。

《利用料（税込）》

月額 1,650 円

初回登録料 11,000 円

《お問い合わせ》 公益社団法人かながわ住まいまちづくり協会 ☎ 045-664-6896 FAX 045-664-9359

各回とも県や市町が主催する防災訓練や防災イベントへの出展という形で開催されました。

セミナーでは来場者に対して、木造住宅の耐震化に関する動画や展示による普及啓発をはじめ、展示スペースでは、能登半島地震の被害状況や建物の耐震性に関するパネル等を展示のほか、耐震模型を実際に揺らすなどして木造住宅の構造部材である「筋かい」など構造補強の重要性を実感してもらうための体験コーナーの設置が主な内容でした。

公共施設のバリアフリー化を推進

2025 年度は 3 カ所にアドバイザーを派遣

神奈川県福祉部では、公益施設の運営者に、障害者等が施設内で円滑に移動することが可能となるような改善計画について助言するバリアフリーアドバイザー派遣制度を実施し、まち協が事務局を担当しています。

施設内の移動経路における段差解消や車いす利用者などが使いやすいトイレの改修などに関する助言を行うため、今年度は次の 3 施設について同アドバイザーを派遣しました。

- ①石名坂温水プール（藤沢市）②藤沢市総合市民図書館
- ③鳥居原ふれあいの館（相模原市緑区）

各施設とも、一級建築士と車いす利用のアドバイザーがチームとなり半日程度の現地調査を実施。建築士による専門的立場からの助言に加え、車いす利用の当事者のからの視点も考慮



車イス利用者や建築の専門家が視察を行い、改善点等を提案している「バリアフリーアドバイザー派遣事業」
＝鳥居原ふれあいの館（相模原市緑区）

し、改善計画を盛り込んだ報告書を依頼者に提出します。報告書では優先的に対応が求められる項目から将来的には改善が望ましい項目までを段階的に示すことで、施設にとって改修の計画を立てやすいよう配慮しています。



「筋かい」のない木造の家が地震に遭うとどうなるか。模型での体験等を通して、耐震化の重要性を啓発している「神奈川県震災セミナー」＝中井町立井ノ口小学校・体育館

まち協・事務局だより

◆ 新年度事業計画及び収支予算案が成立しました

令和 8 年度の事業計画及び収支予算案が 3 月 16 日付けで承認されました。

事業計画は、前年度までの実績に基づき、国や県・自治体の住宅施策、並びに、住まいまちづくりを取り巻く新たな社会情勢を踏まえ、引き続き、超高齢社会における住まい探し支援、社会問題となっている空き家対策、省エネ化・長寿命化に向けた住宅建築の推進、既存住宅の適正な維持・管理と良質なストックの活用など時代の要請に応じた事業について、関係行政や団体等との連携のもと事業を展開します。

収支予算については、前年度予算額に対し経常収益計は 2,492 千円増の 48,602 千円、経常費用は前年度比で 4,324 千円増の 46,138 千円とし、当期経常増減額は 6,816 千円の黒字となりますが、特定費用準備資金に係る支出 6,913 千円を別途計上し、同資金から同額の取崩しにより費用を充当することとしています。

なお、令和 7 年度収支については、令和 6 年度に引き続き単年度黒字決算となる見込みですが、住まいまちづくりをとりまく社会情勢の動向を踏まえ、引き続き公益法人としての使命を果たすために、関係機関とも連絡調整を密に業務にあたって参ります。会員の皆様をはじめ、関連団体の方々におかれましては引き続き温かいご支援をお願いいたします。

住まいとまちづくり VOL.48

2026 年 3 月 31 日発行

発行／公益社団法人かながわ住まいまちづくり協会

〒 231-0011 横浜市中区太田町 2-22 神奈川県建設会館 4 階

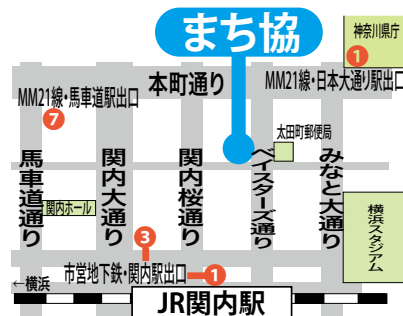
☎ 045-664-6896 FAX 045-664-9359

http://www.machikyo.or.jp/

E-mail admin@machikyo.or.jp

発行人／長田 喜樹

編集責任者／塚田 操六



JR根岸線・関内駅北口、南口から徒歩 5 分
横浜市営地下鉄・関内駅 1 番、3 番出口から徒歩 5 分
みなとみらい線・日本大通り駅 1 番出口から徒歩 5 分
みなとみらい線・馬車道駅 7 番出口から徒歩 10 分

横浜メディア・ビジネスセンター隣

憩いの水辺 探訪

13 ひらつかシーテラス

水と緑が織り成す自然景観に加え、水流の音やきらめく水面が癒しと安らぎを与えてくれる身近な水辺。そんな県内の潤いあふれる親水スポットをルポして紹介します。



表情豊かな眺望に巡り合える癒しのスペース

2025年10月末、湘南の新たな観光スポットがオープンしました。長らく市民に親しまれてきた龍城ヶ丘プールの跡地に、エントランス棟（津波避難展望台）・マルシェ棟・BBQレストラン棟・スポーツフィールド・芝生広場・イベントプレイス・公園管理事務所などが整備された公園が「ひらつかシーテラス」です。

目の前に広がる海とビーチを満喫しつつ、食事やショッピング、アクティビティが楽しめるのがとってもNice！ 青空市やフィットネスのプログラムなども企画され、年間を通して交流や憩いの場として活用されていくことが期待されています。



- ① スポーツフィールド
- ② 管理事務所 WC
- ③ イベントプレイス
- ④ BBQ レストラン棟
- ⑤ マルシェ棟
- ⑥ エントランス棟・展望テラス WC
- ⑦ シーサイドテラス

【開園時間】

管理事務所	8:35～17:15
マルシェ棟	店舗による
BBQ レストラン棟	11:00～22:00 (平日) 11:00～21:45 (土・日曜、祝日)

【公共交通（神奈中バス）利用のアクセス】

- ◆ 5時～12時台
JR 平塚駅南口 21 番乗り場から平 16 系統（湘南海岸公園経由）に乗車、「袖ヶ浜」バス停下車、徒歩 1 分
- ◆ 13 時台以降
JR 平塚駅南口 21 番乗り場から平 15 系統（すみれ平経由）に乗車、「八間通り入口」バス停下車、徒歩 1 分



食事ができる BBQ レストラン棟④とマルシェ棟⑤

▶ 幼児から大人まで楽しめる「イージーローラー」。管理事務所にて25分毎、500円で借りられます



アットホームな雰囲気が感じられるイベントの様子（写真提供：平塚 Seaside Park 共同事業体）

